

弥彦村住宅リフォーム助成事業Q&A

| | | | | | |
|---|----|------------------------------------|---|----|--|
| Q | 1 | 助成対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？ | A | 1 | 詳細は、弥彦村役場ホームページの弥彦村リフォーム助成対象工事一覧でご確認ください。 |
| Q | 2 | 9月1日以降の工事である証明はどうすればよいですか？ | A | 2 | 着手前の日付入り写真(黒板の日付記載も可)により確認。なお、完了写真も同様とします。 |
| Q | 3 | 上記の着手前写真のない場合は？ | A | 3 | 助成申請者および登録施工業者連名の確約書を提出願います。 |
| Q | 4 | 年度末までに工事完了や代金の支払い、完了報告書が提出できないときは？ | A | 4 | 助成対象外となります。 |
| Q | 5 | 申請工事の延期や金額を変更する場合は？ | A | 5 | 変更申請書を提出してください。 |
| Q | 6 | 増築は適用されますか？ | A | 6 | 10㎡以下の増築は対象としますが、10㎡を超えるものは対象外とします。 |
| Q | 7 | 施工中の業者の変更について？ | A | 7 | 建設企業課の土木管理係にご相談ください。 |
| Q | 8 | 仮設工事の取り扱い？ | A | 8 | リフォーム工事に必要な仮設工事等は、対象に含まれます。 |
| Q | 9 | 工事内訳書について？ | A | 9 | 見積書と相違がなければ見積書でも可能です。 |
| Q | 10 | 工事に関する事項で、軽微な場合とは？ | A | 10 | 写真等で工事内容が確認できる小規模な場合は省略可能ですが、できるだけ添付願います。 |
| Q | 11 | 申請に関する事項で、工事証明書について？ | A | 11 | 村の書式です。登録施工業者が記入します。 |
| Q | 12 | 請求書を申請してから助成金の入金までの期間は？ | A | 12 | おおむね1ヶ月程度です。 |
| Q | 13 | 併用住宅のリフォーム工事の取扱いは？ | A | 13 | 併用住宅の場合は住宅部分が対象になります。店舗、事務所等の部分は見積書に対象外工事として記載して、工事対象額から除外して下さい。 |

※都合により随時項目を追加します。